

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。
さて早速ではございますが、法令諸規則の改定およびサービス変更等に伴い、本年1月1日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

●野村の証券取引約款（個人のお客様用）等

（下線部変更）

新	旧
<p>第5章 オンラインサービス約款 第3条（利用条件） (1)～(2)（省略） (3) お客様が未成年者である場合、当社の定める一部のサービスについては、ご利用いただけません。</p> <p>2022年1月</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款 （定義） 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 1～3（省略） 4 この約款において「成年」とは、お客様がその年の1月1日において成年である年をいいます。 5～7（省略）</p> <p>（区分管理） 第4条 未成年者口座に係る上場株式等は、非課税管理勘定または継続管理勘定（それぞれ、当該上場株式等につき他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定をいいます）で管理します。 2 非課税管理勘定は、2016年から2023年までの各年の1月1日において設けられます。ただし、お客様の成年より前の各年および出生した日の属する年に限ります。 3（省略） 4 継続管理勘定は、2024年から2028年までの各年の1月1日において設けられます。ただし、お客様の成年より前の各年に限ります。 5（省略）</p> <p>【附則】 第2条第4項の「成年」は、2022年12月31日までは20歳、2023年1月1日以降は18歳とします。なお、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は、成年に達したものとみなします。</p> <p>2022年1月</p>	<p>第5章 オンラインサービス約款 第3条（利用条件） (1)～(2)（省略） (3) お客様が満20歳未満である場合、当社の定める一部のサービスについては、ご利用いただけません。</p> <p>2021年3月</p> <p>未成年者口座及び課税未成年者口座に関する約款 （定義） 第2条 この約款において「株式等」とは、次に掲げるものの総称をいいます。 1～3（省略） 4 この約款において「成年」とは、お客様がその年の1月1日において20歳である年をいいます。 5～7（省略）</p> <p>（区分管理） 第4条 未成年者口座に係る上場株式等は、非課税管理勘定または継続管理勘定（それぞれ、当該上場株式等につき他の取引に係る記録と区分して記録するための勘定をいいます）で管理します。 2 非課税管理勘定は、2016年から2023年までの各年の1月1日において設けられます。ただし、お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。 3（省略） 4 継続管理勘定は、2024年から2028年までの各年の1月1日において設けられます。ただし、お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。 5（省略）</p> <p>2020年5月</p>

以上